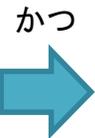


2019年登別市版アセスメントシートサービス分類を判断する参考基準

利用者本人の意向を踏まえつつ、サービス事業対象者を決定する基本チェックリストの該当項目や、利用者基本情報・アセスメントシートの記載内容等に沿って、利用するサービスや参加活動を判断する。高齢者の心身の状況等に応じた多様なサービスの利用や活動への参加に繋げ、介護予防を推進する。
 ※実際の判断に当たっては、この基準を参考にしつつ、利用者個々人の多様な状況等に即して判断を行う。

基本チェックリストの該当項目に沿った判断

| 分類 | 対象者判定基準 |
|----------|---------------------|
| ①複数項目に支障 | NO. 1～20のうち10項目以上該当 |
| ②運動機能低下 | NO. 6～10のうち3項目以上該当 |
| ③低栄養状態 | NO.11～12のすべてに該当 |
| ④口腔機能低下 | NO. 13～15のうち2項目以上該当 |
| ⑤閉じこもり | NO. 16に該当 |
| ⑥認知機能低下 | NO. 18～20のうち1項目以上該当 |
| ⑦うつ病の可能性 | NO. 21～25のうち2項目以上該当 |



登別市版アセスメントシートに基づく判断

| 分類 | 対象者判定基準 | 想定されるサービス |
|-----------------|--|--|
| ①身体介護の必要性が高い | 以下のいずれかに該当 ア. 項目1・2・3・4・5・6・7①・8の1項目以上で「3」がある イ. 項目31・32・33・36・37の1項目以上が「2」以上である | 介護予防通所介護相当サービス 介護予防訪問介護相当サービス 通所型サービスA |
| ②運動機能訓練の必要性が高い | 項目1・2・3・4・5・22・23・32・33のうち2項目以上が「2」以上である | 通所型サービスA 通所型サービスB |
| ③家事援助の必要性が高い | 以下のいずれにも該当 ア. 利用者が単身、または同居の家族等に「障害・疾病・その他やむを得ない理由」があり家事実施が困難である イ. 項目9～13のうち2項目以上が「3」以上である | 訪問型サービスA |
| ④閉じこもり予防の必要性が高い | 項目17・19・20・36・37のうち1項目以上が「2」以上である ※項目15.16を考慮すること | 通所型サービスA 通所型サービスB |
| ⑤うつ予防の必要性が高い | 以下のいずれにも該当 項目18が「2」である 項目27が「4」以上である 項目28・29が「2」以上である ※項目15.16を考慮すること | 通所型サービスA 通所型サービスB |
| ⑥認知症予防の必要性が高い | 以下の11項目のうち2項目以上該当 項目14が「3」以上 項目17・18・30・38～44が「2」以上である | 介護予防通所介護相当サービス 介護予防訪問介護相当サービス 通所型サービスA |
| ⑦医療依存度が高い | 項目22・23・26・28・29・30・34のうち1項目以上で「2」以上がある ※項目22・23・25で「2」がある方は医師に運動等について確認が必要。 ※項目35の頻度を考慮すること | 介護予防通所介護相当サービス 介護予防訪問介護相当サービス |
| ⑧何らかの介入の必要性が高い | 以下のいずれかに該当 項目42が「3」であること 項目24・43・44が「2」以上である | 介護予防通所介護相当サービス 介護予防訪問介護相当サービス |

《基本チェックリストについて》

- ・基本チェックリストの該当項目のみで、サービスの利用を判断しない
- ・該当項目の状況により、低下している機能の目安として活用する